

阪和興業グループの皆さまへ

団体傷害保険のご案内

団体総合生活補償保険(標準型)

保険期間 令和7年9月1日午後4時～令和8年9月1日午後4時（1年間）

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「パンフレット別冊」を必ずご確認ください。

アクセス方法は、本パンフレット「ご注意事項」をご覧ください。



団体割引20%適用!!

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込
期間

令和7年7月11日（金）～令和7年8月15日（金）

申込期間内に加入申込票が提出先に到着するようご提出ください。

加入申込票
提出先

株式会社阪和アルファビジネス

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

●保険料払込方法：令和7年11月の給与より控除させていただきます。（一時払）



自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。新規加入・ご加入内容の変更・継続停止の場合には、「加入申込票」のご提出が必要です。

代理店・扱者

株式会社阪和アルファビジネス

所在地：〒104-8429

東京都 中央区 築地 1丁目 13-1 銀座松竹
スクエアビル

TEL：03-3544-2401

FAX：03-3544-2395

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第四部第一課

所在地：〒101-8011

千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河
台新館 18F

TEL：03-3259-6638

阪和興業株式会社

「ケガの保険」の必要性



ケガの保険って必要なのかしら？

僕は必要だと思うよ。先月、妹が転んで足を骨折してしまったんだけど、保険に入っていたおかげで入院保険金と通院保険金をもらうことができたんだ。思っていたよりも入通院が長引いて費用が高額になってしまったから、とても助かったといっていたよ。



そうなのね！『いつ・どこで・何が』起きるかわからないから、きちんと備えておくことが大切なのね。

『保険』は『安心』そのものです。
あなたは『もしものときへの備え』できていますか？

5つのメリット

1 団体割引 20%適用

この契約は団体契約で 20% の団体割引が適用されます。



2 短期間の入通院も補償

- 万一のケガによる入院はもちろん、通院だけでも 1 日目から補償が受けられます。
- 日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。



3 簡単なお手続

加入申込票のご提出だけで、お申込みは完了です。保険料は給与より控除させていただきます。さらに、自動継続方式を採用していますので、次年度以降、加入内容の変更または脱退のご連絡がない限り自動継続となります。したがって、継続加入漏れの心配もありません。



4 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。（この契約の引受保険会社である三井住友海上の提供）



5 えらべるオプション補償

複数のオプションから、ニーズにあった補償を選べます。
※オプションのみの加入はできません。



基本補償

この保険は、こんなときにお役に立ちます。



日常生活におけるケガ



料理中のヤケド



階段でのケガ



お仕事中、転んでのケガ

レジャー中のケガ



ハイキング中の事故によるケガ



テニス中のケガ



野球・ゴルフなどのボールが当たってのケガ



スキー中のケガ

乗物によるケガ・道路通行中のケガ



ドライブ中のケガ



自転車との接触によるケガ



自転車で転んでのケガ



自動車にはねられてのケガ

保険金の種類	保険金額	A セット	B セット	C セット
傷害死亡保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額	100 万円	200 万円	500 万円
傷害後遺障害保険金 ^(※1)				
傷害入院保険金	傷害入院保険金日額	1,500 円	2,000 円	4,500 円
傷害手術保険金 ^(※2)				
傷害通院保険金	傷害通院保険金日額	1,000 円	1,000 円	3,000 円
保険料(年払)		職種級別 A 5,120 円	職種級別 A 6,590 円	職種級別 A 17,510 円

(※1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。

(※2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

●上記は職種級別A(事務系会社員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

オプション

⚠ 基本補償のセットをお申込みの方のみ
ご加入いただけます。

「基本補償」にプラスして「オプション補償」にご加入いただけます。

●「オプション補償」のみのご加入はできません。

※オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあると補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

日常生活における賠償責任の補償

買い物中過って
商品を壊した



日常生活賠償保険金　日本国内の事故については示談交渉サービス付

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、または日本国内で誤って線路に立入り、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。（詳細は引受保険会社ホームページに掲載している「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」をご覧ください。）

Vセット	保険金額	1 億円
	保険料(年払)	1,290 円

（注）被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲は引受保険会社ホームページに掲載している「契約概要のご説明」の「1. (1)商品の仕組み」をご覧ください。

携行品の損害の補償

ハンドバッグを
ひったくられた



携行品損害保険金

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

Wセット	保険金額(免責金額 3,000円)	15 万円
	保険料(年払)	890 円

（注1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

（注2）携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または、1対のものについて10万円が限度となります。

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

ホールインワン・
アルバトロスを
達成し祝賀会を
開催した



ホールインワン・アルバトロス費用保険金

日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより、慣習として負担する費用が発生した場合に保険金をお支払いします。

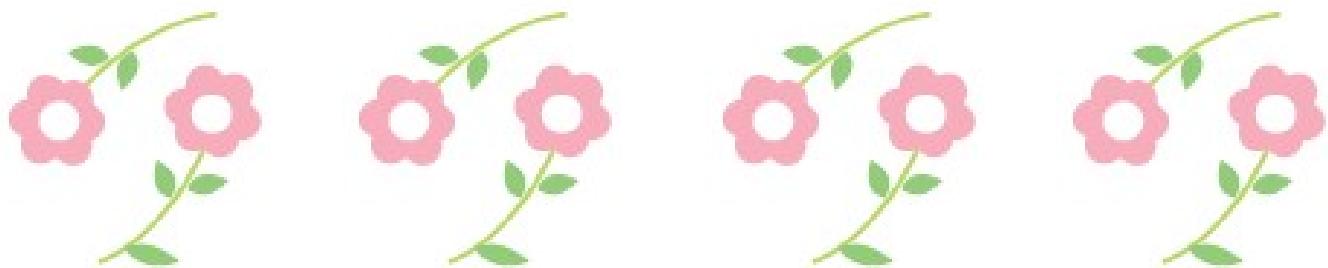
Zセット	保険金額	20万円
	保険料(年払)	2,020円

(注1)原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は引受保険会社ホームページに掲載している「保険金のお支払いについて」をご参照ください。

①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(注2)この補償は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットできません。



ご注意事項（ご加入される前に必ずお読みください）

重要事項のご説明、ご加入内容確認事項、その他ご注意事項

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、引受保険会社ホームページに掲載しています。保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願ひいたします。
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

＜重要事項のご説明、ご加入内容確認事項等は、以下からアクセスください＞



団体（標準型）

保険契約者・お申込人となれる方・被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は阪和興業株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 - お申込人となれる方は阪和興業株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。
 - この制度で被保険者（補償の対象者）本人（＊）となれる方の範囲は、阪和興業株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
- （＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

特約・保険金の種類

この制度で募集する各プランにセットされている特約は以下のとおりです。

特約名	保険金の種類	
傷害補償（標準型）特約 ・傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長（1095日）特約セット ・傷害通院保険金支払日数延長（1095日）特約セット	傷害保険金	傷害死亡保険金
		傷害後遺障害保険金
		傷害入院保険金 支払限度日数:1095日 支払対象期間:1095日
		傷害手術保険金
		傷害通院保険金 支払限度日数:90日 支払対象期間:1095日
		—
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	
携行品損害補償特約 ・新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	—	



日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

＜専任の相談員がお応えします＞

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休 24 時間対応

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。

弁護士相談は予約制となります。

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

情報提供・紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。